第百二十条第八号中「の会社法」を「の同法」に改める。

第百四十七条の十九第三項第三号中「又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）」を「（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第一役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の変更の項添付書類の欄第三号イ及びロ中「を含む。」を削り、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第百二十五条の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第一農林中央金庫代理業者である法人の子法人等又は当該子法人等の親法人等若しくは子法人等の変更の項届出事項の欄中「当該子法人等の」を「農林中央金庫代理業者である法人の」に、「子法人等の変更」を「当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）の変更」に改め、同項記載事項の欄中「当該子法人等の」を「当該」に、「若しくは当該親法人等の子法人等（当該農林中央金庫代理業者である法人を除く。）」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第十号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の九第一項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の三第二項第七号の規定に基づき、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日　　農林水産大臣　森山　裕

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二百十六条の五第三項第三号中「又はこれに代わる書面」を削り、「場合に」を「とき」に改め、「登記事項証明書」の下に「又はこれに代わる書面」を加え、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第十二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第十号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日　　経済産業大臣　林　幹雄

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第八項第一号中「吸収式のもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　吸収式のもの

ロ　ワイン貯蔵が主な用途であるもの

附　則

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

○国土交通省令第十四号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）及び総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）を実施するため、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十一条）
第二章　経過措置（第十二条・第十三条）
附則

第一章　関係省令の整備

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項及び第三十一条第八項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項第四号中「有効期間」を「数」に改め、「ごとの数」を削る。

第二十六条の四中「第三十六条の二第四項」を「第三十六条の二第六項」に改める。

第三十六条第六項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

第四十七条の二の見出し中「検査法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改め、同条第二項中「検査法人は」を「独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）は」に、「検査法人の」を「機構の」に改め、同条第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第四十七条の三（見出しを含む。）中「検査法人」を「機構」に改める。

第六十二条の二の五第三項第三号中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

第六十二条の四中「第二条第十七号」を「第二条第十七号の二」に、「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に、「法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車」を「型式指定自動車」に改める。

第六十二条の五第一項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に、「当該一酸化炭素等発散防止装置」を「当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」に改める。

第六十六条の二第一項第一号中「第三十六条の二第三項、第六項若しくは第八項」を「第三十六条の二第五項若しくは第七項」に改める。

第六十九条第一項中「及び第二項」を「、第二項及び第三項」に、「はつて」を「貼つて」に、「同項第十三号又は同項第十四号」を「同項第十三号」に改め、「限る。）」の下に「又は同条第三項に規定する者」を加え、「同条第三項ただし書」を「同条第四項ただし書」に、「又は第十号から第十四号まで」を「若しくは第十号から第十三号まで又は同条第三項」に改める。

第六十九条の二（見出しを含む。）及び第六十九条の三中「第百二条第四項」を「第百二条第五項」に改める。